

平成 25 年 4 月 26 日
消費者庁食品表示課

玄米及び精米品質表示基準の見直しについて

1 農産物検査法の証明によらない品種・産年の表示について

現行、玄米及び精米品質表示基準においては、農産物検査法第 13 条の規定による証明がある場合に限って、品種及び産年を表示できることとしている。

平成 22 年 6 月に閣議決定された規制・制度改革に係る対処方針で、「米の年産・品種について、農産物検査法に基づく検査証明書以外の方法により証明を行うことができれば、表示を可能とするよう、消費者などの意見を広く聴きつつ、検討を行い、結論を得る。」とされたことを受けて、玄米及び精米品質表示基準における品種・産年の表示を可能とする条件について、これまで食品表示部会で継続して検討してきたところ。

2 これまでの議論

第 18 回食品表示部会において、今後の考え方を示すとともに、その中で、以下のことを方向性として提案

- (1) 品種・産年の表示を証明するには、
- ① 生産履歴（種苗管理、栽培管理など）
 - ② 流通・取引時の記録（伝票など）
 - ③ 生産・流通の各段階での現物確認（分別管理が条件）

等のチェックが必要となり、チェック方法としては、

- ・ 第三者のチェックを伴う認証
- ・ 科学的分析等による証明

等の手法が想定される。

(2) (1) を踏まえた上で、農産物検査法以外の方法を取り入れる場合、以下の課題がある。

① 第三者チェックの認証について

農産物検査の証明は、第三者機関の客観的証明として、全国の生産・流通の各段階で一定の基準として受け入れられている。これに代わる第三者チェックの証明については、情報信頼性を確保できる制度設計を検討する必要がある、さらに、事業者を受け入れられる制度内容であることが必要である。

お米は、全国で数百種類の品種が栽培されており、生産履歴をチェックする手法として、地域で現在定着している農産物検査法以外に、表示を担保できる新たな制度を導入するには、時間とコストを要することが想定される。

② 科学的分析による証明について

科学的分析手法（DNA検査など）の証明をもって、品種（産年は無理）の表示を可能とすることはすでに議論に上がっているが、現在、DNA分析が可能な品種は限定されることや検査コストが高く、ロットの証明、検査実施機関等をどう定めていくのか等の問題もある。

また、現場で日常的に実施する検査手法としては現実的かどうかとの指摘もある。

(3) 以上から、農産物検査法以外の新たな第三者チェックを伴う制度を設けるとした場合、どういう仕組みであれば実行可能性の高い制度となるかを幅広く検討し、検証する必要がある。

3 今後の議論について

(1) 「日本再生加速プログラム」（平成24年11月30日閣議決定）において、「米の年産・品種について、農産物検査法に基づく検査証明書以外の方法により証明を行うことができれば、表示を可能とすることについて、平成25年度上期までに結論を得る」とこととされたところ。

(2) そのため、食品表示部会において、農産物検査法以外の方法に

より証明を行うことが可能かどうか議論し、平成 25 年度上期までに何らかの検査法が提案されれば、継続して検討を行なうこととする。

一方、検討の結果、具体の案が提案されなかった場合は、一旦議論を中断し、その後、適当な検査法が確立された時点で検討を再開することとしたい。